

一般財団法人 日本ヘルスケア協会 会員制度規程

1. 名称

本会は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会 といい、
英訳では、Japan Association of Health care Initiative と表記する。略称
は、J A H I (ジャヒ) とする。

2. 目的

国民の健康を将来にわたって維持し増進させるための仕組みの構築に関する事業を行
い、わが国社会の健全な発展に寄与する。

3. 事業

目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 調査研究事業
- 2) 建議提言事業
- 3) 普及推進事業
- 4) 情報収集・提供事業
- 5) その他、目的を達成するために必要な事業

4. 会員の種別

1) 法人会員

本会の目的に賛同し、入会した法人（企業）または、個人および個人事業者の会員
で組織された団体

2) 個人会員

本会の目的に賛同し、入会した個人

3) 特別会員

本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人

4) 登録協力団体会員

本会の目的に賛同し、登録した協力団体

※登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加に制限がある。

5. 会員の各事業への参加

- 1) 法人会員：学会における部会活動、産業協議会における部会活動、学術大会、催事
視察会、セミナー等に参加することができる。（一部参加者の実費負担
事業がある）ただし、部会活動の参加は、部会長の承認が必要となる。
個人および個人事業者の会員で組織された団体は、法人会員として入会
することができる。ただし、学会および協議会への部会参加は、団体の
指名および団体からの申し込みが必要となる。

- 2) 個人会員：学術大会、催事、視察会、セミナー等に参加することができる。（一部参加者の実費負担事業がある）ただし、学会、産業協議会の部会への参加については、部会長から学会会長または産業協議会会長への特別推薦が必要となる。
- 3) 特別会員：学術大会、催事、視察会、セミナー等に参加することができる。（一部参加者の実費負担事業がある）ただし、学会、産業協議会の部会への参加については、部会長から学会会長または産業協議会会長への招聘願（または特別推薦）が必要となる。
- 4) 登録協力団体会員：学術大会、催事、視察会、セミナー等に参加することができる。（一部参加者の実費負担事業がある）ただし、学会、産業協議会の部会への参加については、部会長から学会会長または産業協議会会長への招聘願（または特別推薦）が必要となる。

6. 入会手続き

別に定める入会申込書により申し込み、必要な会費を指定口座に納入する。原則、本会の目的に賛同する法人、個人については入会を認める。後刻、理事会で形式的な承認を一括して行う。ID、パスワードは入会申込書が届いた時点で会費の入金を待たずに送付する。

7. 入会金及び会費、会計年度

- 1) 入会金は0円とする。
- 2) 会計年度、会費は次のとおりとする。
会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
 - (1) 法人会員 一口10万円/年 一口以上
 - (2) 個人会員 3千円(人/年)
 - (3) 特別会員 会費なし
 - (4) 登録協力団体会員 会費なし

※会費は理事会の決定により、変更される場合がある。会員には事前に連絡を行う。

8. 更新

更新は原則、1年ごとに行う。協会事務局より、更新連絡および請求書を送付し、継続する場合、指定口座に振り込むものとする。

9. 会員の資格喪失

- 1) 退会したとき
- 2) 会員の死亡または、会員である法人が解散したとき
- 3) 2年以上会費を滞納した場合
- 4) 除名されたとき

※会員の資格を喪失したときは、同時に日本ヘルスケア学会の資格も喪失することとなる。(会員資格で日本ヘルスケア学会の活動に参加していた場合を指す)

10. 退会

- 1) 退会届を提出した場合
- 2) 死亡、解散した場合

11. 除名

- 1) 本会の規約または規則に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

12. 抛出金品の不返還

既納の会費、寄附は返還しない。

13. 会員の特典（メリット）

- 1) 各業界および各社の商品、サービスの推進に関する支援
- 2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加（無料、複数部会の参加可能）
- 3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加（無料、複数部会の参加可能）
- 4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加
- 5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能
- 6) その他

14. 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」に必要事項を記入して、法人内容のわかるもの（ご案内やパンフレットなど）を添えて、協会事務局まで郵送する。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。